

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 當眞嗣春議員、5番 伊佐園恵議員を指名します。

日程第2. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 議長諸般の報告を行います。まず、昨日各会派結成の届出がありましたのでご報告します。その名称ですが、町民クラブ、南星クラブ、ひやみかちうまんちゅの会南風原、みーかじ、以上4会派となっております。

次に6月定例会後から本日までに受理した陳情第13号から陳情第23号までの11件は、それぞれの所管の委員会に付託しますのでよろしくお願いいたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第3. 町長の町政一般報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 皆さんおはようございます。令和4年第3回定例会の開会に当たり、町政一般報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。なお、町政一般報告はこの後、副町長から報告をさせていただきます。

議員におかれましては、9月11日に執行されました南風原町議会議員選挙におきまして、町民の信託を受けられ当選の榮譽に浴されましたことを心よりお慶び申し上げます。各議員におきましては、ご自身はもちろんのこと、ご家族や後援会の方々など支援者の皆様もご苦労が報われたことと思います。当選誠にありがとうございます。

さて、議会と行政は車の両輪に例えられ、主義主張、思想に違いはあっても目指すところは一つ、町民の幸せ、町民福祉の向上であります。今回の選挙で再選なされました経験豊富な議員の皆様、そしてこのたび初めて当選され議員となられました新進気鋭の皆様、そ

れぞれのお立場で考えもひとしおでこの初議会に臨まれていることだと思います。これからの4年間、初心を忘れずそれぞれが掲げてこられました公約実現に向け、本町のまちづくりのため、町行政のお目付役としてそれぞれの立場からご提案、ご提言いただきたいと思っております。

また、定例会初日において新しく赤嶺奈津江議長、浦崎みゆき副議長をはじめ、各常任委員長及び一部事務組合等への派遣議員も決まったことのようにですが、私もこの5月に町民の温かい支援により町政の2期目の執行を負託されたところでございます。皆様とともに町政発展のためあらゆる角度から頑張っている所存でございます。議員各位におかれましては町民と行政との橋渡し役として、町政発展のためご尽力いただきますようお願いをします。

併せて皆様方のますますのご活躍とご健勝を祈念申し上げます。南風原町発展のために共に頑張ってもらいましょう。ありがとうございました。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 それでは私のほうから町政一般報告をいたします。

初めに、総務部総務課関係について申し上げます。

8月16日に株式会社シナジー様より、アルコールジェル500ミリリットルボトル100本の寄贈がございました。本町の各施設に配布してまいります。

次に選挙管理委員会関係について申し上げます。

7月10日に第26回参議院議員通常選挙を行いました。有権者数3万739人に対し、選挙区では、投票者数1万5,953人、投票率51.9%で前回より0.57ポイント減、比例代表では、投票者数1万5,945人、投票率51.87%で前回より0.59ポイント減の結果となりました。

9月11日に町議会議員選挙及び沖縄県知事選挙を行いました。町議会議員選挙は、有権者数3万356人に対し、投票者数1万7,945人、投票率59.12%で前回より6.85ポイント増の結果となりました。沖縄県知事選挙は、有権者数3万600人に対し、投票者数1万8,800人、投票率61.44%で前回より4.64ポイント減の結果でございました。

次に企画財政課関係について申し上げます。

『第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～』を6月末に発行しました。同計画に基づき引き続き男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

7月21日に東新川自治会で行政懇談会を行い、17名の参加がありました。懇談会では東新川地域のまちづくりの進捗状況、横断歩道設置要請、道路安全対策などについて意見交換を行いました。

次に民生部こども課関係について申し上げます。

低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は、9月27日時点で380世帯、865人分、合計4,325万円の給付を行いました。また、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金は、9月27日時点で1,589世帯、1億5,890万円の給付を行いました。

10月1日から始まるこども医療費助成の高校生年齢までの対象者拡大を前に、9月21日に新たな受診券を対象世帯へ送付をいたしております。

次に保健福祉課関係について申し上げます。

令和4年度新規事業の「高齢者外出支援タクシー料金助成事業」及び「加齢性難聴者補聴器購入費助成事業」は7月から申請受付を開始し、9月20日現在で外出支援は21件、補聴器購入は1件の交付決定を行っております。

新型コロナウイルス感染拡大により、本年度も町敬老会は中止といたしました。そのような中、活動の自粛を余儀なくされた高齢者の方々へ楽しみながら自宅等で運動をしていただき、抽選で景品を贈呈する「ちやーがんじゅう元気プロジェクト!」を9月1日から実施しております。

次に国保年金課関係について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、オミクロン株対応ワクチンの予約受付を9月22日から開始しました。引き続き万全の体制で取り組んでまいります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。

委託関係では、橋梁等長寿命化点検調査委託業務を6月20日に契約し、9月27日に完了しました。計画関係では、南風原町交通基本計画策定業務が7月20日に完了しました。

その他の委託、計画関係は、国場川水系浸水解析設計委託業務を6月20日、南風原北インターチェンジ周辺地区実現化方策検討業務、南風原南インターチェンジ周辺都市計画決定図書作成支援業務を6月8日、南風原町総合交通戦略策定業務を7月15日、橋梁等長寿命化修繕計画策定委託業務を9月22日にそれぞれ契約しました。

次に都市整備課関係について申し上げます。

道路整備事業では、町道10号線磁気探査委託業務を7月29日に契約、9月2日に完了し、道路改良工事を7月13日、用地購入及び物件補償等3件を7月29日にそれぞれ契約しました。

公園整備事業では、公園施設長寿命化計画策定業務を7月12日、津嘉山公園整備工事を8月18日と8月22日にそれぞれ契約しました。

街路整備事業では、津嘉山中央線（2工区）の用地購入及び物件補償等3件を8月26日に契約しました。

次に区画下水道課関係について申し上げます。

津嘉山北土地区画整理事業では、換地交渉業務委託を6月9日、磁気探査業務、出来形確認測量業務、造成工事を8月2日、造成工事2件、道路築造工事を9月26日にそれぞれ契約しました。物件再算定委託業務が9月2日に完了しました。

雨水事業では、津嘉山地内雨水管工事を6月22日、照屋地内雨水幹線工事は6月17日にそれぞれ契約しました。また、物件調査業務が9月7日、調査設計業務委託が9月26日に完了しました。

汚水事業では、宮平・津嘉山地内管布設工事を7月6日、津嘉山第2汚水幹線工事（山川地内）を8月19日にそれぞれ契約しました。

次に産業振興課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、地域生活支援事業「はえるん商品券」は、7月28日より商業施設や観光案内所など5か所で商品券との引換えを開始、同日より取扱店舗での利用も開始しております。なお9月26日現在の商品券引換率は90.7%となっております。

また6月30日より受付を開始した地域産業支援事業は、9月26日現在で160事業者より申請があり、139事業者に交付を決定しております。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。

町育英会への寄附金として、6月24日に瑞泉酒造株式会社様、9月7日に故玉城フジ子様の香典返しとして、永坂生子様から町育英会に寄附がありました。

また6月24日に教育関係への一般寄附金として、グッドライン津嘉山様、同月28日に南風原町建設コンサルタント会様、8月30日に南風原小学校児童の平田梨莉さんほか妹弟4名より寄附がありました。本町の教育の充実や人材育成事業において有効に活用してまいります。

町体育協会では、第57回島尻郡体育大会（夏季大会）が7月24日のサッカー競技を皮切りに男子13競技、女子6競技へ出場し、12競技で優勝しております。

9月18日に予定していた町陸上競技大会は台風接近のため、中止となりました。

次に学校教育課関係について申し上げます。

7月11日に新井紀子氏を講師として招聘し、これからの子供たちに「生きる力」として必要な基礎的「読

解力」の重要性を認識し、今後の学力向上の取組及び授業改善の充実に資することを目的に、津嘉山小学校5年4組での「公開授業」と「読解力育成に係る講演会」を南風原町内全教職員対象に開催しました。今後の学力向上の取組及び授業改善の充実に資する研修となりました。

7月28日に、町文化センター職員による「平和教育研修会」を小中学校の中堅教諭を対象に開催しました。沖縄陸軍病院南風原壕の見学や町平和教育の取組について理解を深める機会となり、平和教育の在り方について考える研修会となりました。

8月17、18日に、中央公民館で南風原町社会福祉協議会の協力の下「福祉教育研修会」を町小中学校の初任者及び中堅教諭を対象として開催しました。福祉教育の在り方や特別支援教育との融合など、多角的な視点から理解を深める研修会となりました。

さらに8月24日には、文化センターで仲間知穂氏を講師として「届けたい教育をチームで叶える」と題し、講話を町内全教職員対象に開催しました。参加した教職員からは、「届けたい教育を達成するために、具体的な目標づくり、チームで情報共有することが大切だと感じた」「今後の教育実践に生かしていきます」などの感想が多くありました。今後も教職員の資質向上のため研修会等に取り組んでまいります。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。

8月14日に中央公民館黄金ホールにおいて第26回南風原うちな一ぐち大会が開催されました。小中学生9組11名、一般2名、合計13名が参加して意見発表を行い、島くとうばを通して伝統文化の理解を深め、継承につなげました。

文化センターでは、6月18日の移民の日に移民紙芝居上演会を開催しました。ブラジル大手の菓子メーカーを一代で築いた、字宮城出身の与那嶺清照氏の人生を、新垣正宏氏が自作の紙芝居で紹介しました。

また8月4日～7日まで、企画展「新垣弓太郎生誕150年企画 ～今、弓太郎を考える～」を開催し、その活動と活躍を紹介するため、ミニ展示会・講話・映写会を行いました。国内外で活躍したふえーばるんちゅの歴史を改めて振り返る機会になりました。

7月28日から31日まで第28回子ども平和学習交流事業本研修を実施しました。各小学校6年生8人が参加し、広島平和祈念資料館やホロコースト記念館等で研修を行い、戦争と平和、差別や人権についての学習を行いました。今後は事後研修や報告書作成を予定しております。

またお手元に令和3年第3回から令和4年第2回定

例会までにおける留意事項等の措置状況報告、そして6月1日から8月31日までの公共工事に係る行政報告書、これは1,500万円から5,000万円未満の報告書をお配りしております。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上を申し上げ、令和4年第3回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で町長の町政一般報告を終わります。

これから議案に入ります。

日程第4. 議案第36号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 議案第36号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第36号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を充実させるため、職員及び非常勤職員の育児休業の取得要件のさらなる緩和など、勤務環境の整備をしたいことから、条例を改正する必要があるため提案いたします。内容については、担当部長が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第36号の資料をお願いいたします。議案第36号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。改正理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を充実させるため、職員及び非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件のさらなる緩和などの改正となります。

今回の改正は、1点目に地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、職員の育児休業の取得回数原則1回から2回まで緩和されたことによる所要の規定を整備するための改正です。これまで再度の育児休業を取得する際には、育児休業等計画書の申出及び復帰後3か月以上の期間の経過が必要でしたが、取得回数制限の緩和により申出及び経過期間が不用となるなどの改正となります。まず下の図を見ていただきたいと思います。改正後は出生から出生後8週間、これま

で1回の育休でしたが、2回取得することが可能となります。また現行は復帰後の育休の申出及び申出から3か月の経過が必要でありましたが、それがなくなるということの緩和と不用となるなどの改正となります。

2点目は、会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和です。これまで会計年度任用職員が子の出生の日から8週間以内の育児休業を取得するには、「1歳6か月に達する日まで」に引き続き採用され、または更新の見込みがある場合が要件でした。改正後は、「子の出生の日から起算して8週と6か月を経過する日まで」の約8か月への取得要件の緩和となります。下の図の改正後の一番下右側の期間短縮というこの部分の期間が取得要件の緩和となる改正となります。

3点目は、会計年度任用職員の育児休業取得の柔軟化です。これまで会計年度任用職員の育児休業の取得は、出生から8週間以内、8週間を超えて1歳、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳の各期間1回まで取得可能でした。改正後は、出生から8週間以内、8週を超え1歳の期間については2回取得可能となります。また、子の1歳到達以降（1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳）における会計年度任用職員の育児休業に関して、夫婦交替での取得を各期間1回可能にする改正です。これまで会計年度任用職員、またはその配偶者の育児休業開始日は、1歳及び1歳6か月到達日の翌日に限定されており、その日のみの夫婦交替で取得ができました。改正後は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、夫婦交替して育児休業を取得することが可能となります。図をご覧ください。改正後は、出生から出生後8週間、こちらのほうが1回から2回の取得が可能となります。また出生後8週から1歳まで、1回であったのが2回取得となります。1歳から1歳6か月、1歳6か月から2か月は開始時期を柔軟化することで夫婦が育休を途中で交替して取得することができる柔軟化となります。

4点目は、条ずれや文言等他所要の改正となります。以上が議案第36号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは即決案件ですので、幾つか質疑をさせていただきたいと思います。この育児休業の取得要件の緩和ということは非常にいいことですし、少子高齢化が進む世の中では行政が率先して出生、そして育児を行いやすくするという事は非常にいいことだというふうに理解しています。ただ、育休

に関してもこれまで制度として取り組んでいくわけですけれども、実際の取得状況はどうなっているのか。対象者の数と、また取得率、職員、また会計年度任用職員それぞれあると思いますけれども、どうなっているのか教えていただきたい。意図としては制度はあっても絵に描いた餅にならないかという趣旨ですので、そのあたりを含めてご答弁いただけますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 官平 暢君 それでは育児休業の取得率についてお答えいたします。まず、職員の育児休業につきましては、令和元年度22名、令和2年度17名、令和3年度18名、令和4年度12名となります。うち男性職員が元年度1名、2年度1名、3年度3名、4年度現在で2名となっております。また会計年度任用職員につきましては、令和3年度4名、令和4年度1名となっております、全て女性の職員となっております。取得率につきましては、女性については100%の取得となっております、男性職員については元年度12.5%、令和2年度20%、令和3年度16.7%ということで、他市町村と比較すると、令和元年度の数値については県内5番程度の数値となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 分かりました。男性の取得についても低い状況にあるようですけれども、これは当然本人からの申請に基づくものだと思いますので、先ほど言ったように制度としてしっかり周知徹底をして、是非とも活用いただけるような取り組みをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん お尋ねします。この取得率に対して、本町としてどのような取組をなされてきたのか。また今後新しい制度に変わったときに、どのような取組をしていくお考えかお願いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 官平 暢君 先ほども申しましたが、女性の取得率については100%、県内市町村においてもおむねその数値になっておりますが、男性については先ほどもお答えした数字なんです、県内市町村と比較して、上位から5番目ということで高い数値ではありますが、まだまだ取得率は低い状況にあるので、これからも職員について育児休業の制度の在り方とか、特に男性職員について周知を図って取得率の向上に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 周知はしっかりとされてい

ることだと思いますが、取り組み方というか姿勢というか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この条例改正の趣旨でもあります育児と仕事の両立支援ということがうたわれていますので、我々職場の中でも職場の雰囲気、育児休業を取りやすい雰囲気づくりをつくっていきたくと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この育児休業の取得要件の緩和で人件費が増えていくのかなと思うんですが、取得率がまだ十分でないというお話もあったと思うんですが、この取得がどんどん増えていくと人件費も増えていくんじゃないかなと私は思うんですが、これはあさってから施行されますね。そうすると3月までに人件費がどれぐらい増えるのかな。あるいは令和5年度の予算でそういったものを見込んだ人件費予算を組み込んでいくのかなと思うんですが、その増加をどのように見込んでおられるのか。増えた分は、これは全部自主財源、我々が負担していくことなのか。国からいくばくかの助成があるのか。そのあたりはどうでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 育児休業の取得における人件費の増については、給料自体は育児休業期間は無給となりますので、町の負担は変わりありません。給料に関しては負担はないということとなります。

育児休業を取得したことによる給料の増加、町の負担については給料については負担増はありません。こちら無給となりますので、育児休業期間については給料については町の負担はございません。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 休んだ方に対して、町が負担することはない。しかし、その代替の職員を置かなければいけないはずですよ。その分のことを聞いているんですけどもね。それに対する、分かりやすく人件費と話します。それに係る人件費は全て我々南風原町で負担することになるのか。10月1日から3月いっぱいまで。そして来年4月以降はどうなんでしょうかということをお伺いしています。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず育児休業をされた場合は給料はございません。新たに代替として雇った場合は、この方の給料とかが出てきますが、相殺されて、払わなくていい、給料が減りますので一方はまた増えるということで、給料につ

いては増減はございません。ただひとつ、共済費は育児休業中も事業者負担がありますので、共済費についての増はあります。こちらについては町の一般財源での補填ということになります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 3回目の質疑、最後の質疑ですけども、条例はこれまで私も4年間経験してきました。この種の条例を上程するに当たってですね、例えば新旧対照表がありますね、そしてその前には皆さんがつくられたのか、あるいは国、あるいは県からこれに伴ってきた概要説明があります。この作業についてですね、例えば概要は今日配付されました。それまで例えば今日の朝までこの条例を一生懸命読んでも、読み込んだとしてもとてもなかなかついていけないですね、私は4年間の経験で。この作業のやり方、上程までの作業についてちょっと伺いたいんですけども、新旧対照表として……その前に約3ページにわたって概要説明ではなくて、どこをどのように変えたと、2ページから5ページまで書いていただいています。こういう作業は、例えば2ページから5ページまでにわたるこの書いておられるこの作業はここで、南風原町で担当の課、担当の班、担当の職員の方が書いておられるのか。その次の新旧対照表、これは国や県からどのように来るのか。この作業の過程を教えていただきたいんです。その趣旨はなぜかという、例えばこの条例改定についての議案第36号をいただくときにですね……。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時40分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 要は骨子、あるいは今日いただいた概要説明が今日以前にいただければより分かりやすいはずなので、その皆さんの作業の過程を教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第36号の提出過程についてご説明いたします。まず国から条例改正、法律改正、またそれに伴う規則、省令等の改正の文が届きます。それを見てですね、職員がこの条令の改正文を作成します。その後、改正に沿って新旧対照表を職員が作ります。こちらはつくられて送られてくるのではなくて、担当職員がこの一式、今回、議案に出したこの分を全て職員が作成しております。それを基にまた読み込んで、分かりやすく伝えたいということ

で説明するための概要資料を作成しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第36号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第36号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第37号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第3号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 議案第37号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第37号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第3号) 令和4年度南風原町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,637万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億2,883万8,000円とする。以下内容等については、担当部長が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第37号資料1をお願いいたします。議案第37号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第3号)について概要を説明します。まず、2ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替及び前年度決算による繰越金の確定など補

正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ6億5,637万5,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は173億2,883万8,000円となります。

内容については、6ページ以降の事項別明細で説明します。5ページをお願いいたします。第2表 地方債補正について説明します。総務債の臨時財政対策債は、限度額1億9,900万円から3,710万円を減額し、変更後の限度額は1億6,190万円となります。これは普通交付税の算定時に算出される臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。消防債の防災設備整備事業債は、宮平川の河川監視カメラ整備事業に係るもので、限度額420万円です。

では、歳入について説明いたします。8ページをお願いいたします。9款1項1目. 地方特例交付金478万5,000円の増は、県の決定通知によるものです。

9ページをお願いいたします。10款1項1目. 地方交付税1億6,411万6,000円の増は、普通交付税交付額の決定によるものです。

10ページをお願いします。14款1項1目. 民生費国庫負担金204万2,000円の増は、国民健康保険税の未就学児均等割軽減に係る未就学児均等割保険税負担金で、国負担2分の1の計上です。4目. 衛生費国庫負担金8,580万2,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の計上で、国負担10分の10です。

11ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金374万9,000円の増は、学童クラブ環境改善事業に係る子ども・子育て支援交付金236万円(補助率3分の1)、児童手当制度改正実施円滑化事業に係る子ども・子育て支援事業費補助金138万9,000円(補助率10分の10)の計上です。2目. 衛生費国庫補助金1億320万6,000円の増は、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1億255万3,000円、補助率10分の10の計上です。4目. 教育費国庫補助金186万6,000円の増は、町立幼稚園ICT環境整備事業に係る教育支援体制整備事業交付金(補助率4分の3)の計上です。

12ページをお願いいたします。15款1項1目. 民生費県負担金102万1,000円の増は、10ページで説明した未就学児均等割保険税負担金の県負担分4分の1の計上です。

13ページをお願いいたします。15款2項1目. 総務費県負担金1,579万2,000円の増は、沖縄振興特別推進交付金の事業計画変更によるものです。2目. 民生費県補助金2,118万8,000円の増は、11ページで説明した学童クラブ環境改善事業に係る子ども・子育て支援交付金の県補助分236万円、補助率3分の1、保育士確保

を目的とした県外保育士誘致支援事業補助金180万円、補助率10分の9、認可保育所における障がい児保育を支援するための障がい児保育支援員配置支援事業補助金1,267万7,000円、補助率10分の9、保育所等学童クラブの食材料費における物価高騰への支援として保育所等食材料費負担軽減事業補助金428万1,000円、補助率2分の1の計上です。

14ページをお願いいたします。17款1項1目。一般寄附金10万円の増は、企業1社からの寄附金で、同額を財政調整基金積立金に計上しています。10目。教育費寄附金56万7,000円の増は、企業3社、個人7名からの寄附金で、同額を歳出に計上しています。

15ページをお願いいたします。18款1項3目。ふるさとづくり基金繰入金95万円の減は、国際交流事業の中止によるものです。4目。減債基金繰入金818万円は、臨時財政対策債償還に充てるための繰入金の計上です。

16ページをお願いいたします。18款2項1目。特別会計繰入金4,782万円の増は、各特別会計の前年度決算による純繰越金を一般会計へ繰り入れるための計上です。

17ページをお願いいたします。19款1項1目。繰越金2億2,200万1,000円の増は、前年度一般会計決算の歳入歳出差額3億6,390万9,000円から繰越明許費に係る財源繰越分9,190万8,000円と当初予算計上額5,000万円を差し引いた額の計上です。前年度純繰越金は2億7,200万1,000円となります。

18ページ、20款5項2目。過年度収入446万9,000円の増は、保育所運営費の前年度事業実績による国庫負担金及び県負担金の追加交付です。7目。雑入359万1,000円の増は、南風原町観光地域保全対策事業に係る国場川水系浸水解析、設計業務に伴う南城市分の負担金の計上です。

19ページをお願いいたします。21款1項1目。総務債3,710万円の減は、5ページで説明した臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。7目。消防債420万円の増は、5ページで説明した防災設備整備事業債の計上です。

引き続き歳出について説明します。人事異動等に伴い、各款項で組み替えたことによる職員人件費及び各特別会計等で生じた過不足による繰出金については、説明を省略いたします。

21ページをお願いいたします。2款1項1目。一般管理費、17節339万9,000円は、庁舎内券売機購入のための備品購入費の計上です。3目。財産管理費107万3,000円の増は、公用車買い替えのための公用車購入費の計上です。5目。財政調整基金費3億833万4,000円

の増は、歳入17ページで説明した前年度繰越額の2分の1を下らない額の純繰越分の計上と、今回の補正歳入歳出調整後の余剰及び歳入14ページで説明した一般寄附金による積立金で、補正後の残高は20億1,442万6,000円となります。6目。目的基金費49万4,000円の増は、ふるさとづくり基金を活用した事業の前年度実績による積立金の計上です。8目。企画費145万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和2年度実績による償還金の計上です。12目。地域づくり推進事業475万円の減は、歳入15ページで説明した国際交流事業の中止に伴う町育英会補助金の減です。

24ページから25ページをお願いいたします。3款1項1目。社会福祉総務費、27節の未就学児均等割保険税繰出金408万4,000円は、歳入10ページ及び12ページで説明した国民健康保険税の未就学児均等割軽減に係る国民健康保険特別会計への繰出金の計上です。

26ページから27ページをお願いいたします。3款2項1目。児童福祉総務費4,409万円の増は、主に22節の子ども・子育て支援交付金超過交付償還金など、児童福祉に係る国庫補助金等の前年度実績による償還金の計上です。2目。保育所運営事業1,134万6,000円の増は、主に歳入13ページで説明した18節の県外保育士誘致支援金及び保育所等食材料費負担軽減事業補助金の計上です。3目。児童厚生施設費856万5,000円の増は、主に18節の学童クラブ食材料費負担軽減事業補助金と歳入11ページ及び13ページで説明した学童クラブ移転に係る学童クラブ環境改善事業補助金の計上です。

28ページから29ページをお願いいたします。4款1項2目。予防費1億8,835万5,000円の増は、歳入10ページ及び11ページで説明した新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の計上です。

34ページをお願いいたします。8款3項1目。河川費2,113万円の増は、5ページ地方債補正及び歳入19ページで説明した河川監視カメラ整備事業に係る委託料及び工事請負費の計上です。

35ページをお願いいたします。8款4項2目。公園費267万円の増は、花・水・緑の大回廊公園のドリームコート芝生植栽工事の計上です。

36ページをお願いいたします。10款1項2目。事務局費136万5,000円の増は、主に12節の幼稚園、小中学校の樹木を点検するための学校内樹木点検委託料の計上です。18節12万円は、歳入14ページで説明した教育費寄附金による町育英会補助金の計上です。

37ページをお願いいたします。10款2項。小学校費、1目。学校管理費、2,862万円の増は、主に10節の電気、

ガス料金の価格高騰による光熱水費と、小学校遊具修繕等に係る修繕料の計上です。2目. 教育振興費205万8,000円の増は、児童用端末機の故障による備品購入費の計上です。3目. 学校建設費310万3,000円の増は、小学校プール日よけ設置実施設計委託料及び津嘉山小学校教室改築実施設計委託料の計上です。

38ページをお願いいたします。10款3項. 中学校費、1目. 学校管理費697万8,000円の増は、主に10節の電気、ガス料金の価格高騰による光熱水費の計上と、14節の南風原中学校渡り廊下補修のための中学校改修工事の計上です。2目. 教育振興費66万2,000円の増は、生徒用端末機の故障による備品購入費の計上です。3目. 学校建設費72万7,000円の増は、中学校プール日よけ設置実施設計委託料の計上です。

39ページをお願いいたします。10款4項1目. 幼稚園費、10節164万9,000円は、電気料の価格高騰による光熱水費の計上と、幼稚園遊具修繕等に係る修繕料の計上です。12節121万5,000円及び17節127万5,000円は、歳入11ページで説明した町立幼稚園のICT環境整備事業に係る幼稚園ネットワーク環境整備委託料及び備品購入費の計上です。

40ページをお願いいたします。10款5項6目. 図書館費44万7,000円の増は、歳入14ページで説明した教育費寄附金による電子書籍使用料の計上です。

41ページをお願いいたします。10款6項1目. 保健体育総務費304万5,000円の増は、黄金森公園スポーツ活性化事業に係る消耗品キャンプののぼり旗作成委託料、備品購入費及び山川体育センター照明灯の修繕料の計上です。

42ページをお願いいたします。12款1項1目. 元金は、歳入15ページで説明した減債基金繰入金による臨時財政対策債償還費の財源組替です。

続きまして、議案第37号の資料2をお願いいたします。こちらのほうは補正予算(第3号)に係る令和4年度沖縄振興特別推進交付金事業の一覧となっております。事業名、補正前、財源内訳等の資料となります。一番下の欄には令和4年度の沖縄振興特別推進交付金全体の合計額を明記しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上が議案第37号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第3号)の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております

議案第37号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第3号)につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 10分間休憩します。

休憩(午前11時02分)

再開(午前11時11分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第6. 議案第38号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 議案第38号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第38号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 令和4年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,654万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,673万6,000円とする。以下内容については、担当が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第38号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、資料を使いまして概要を説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和3年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4,654万5,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は42億7,673万6,000円となります。

では、歳入についてご説明します。6ページをお願いいたします。1款1項1目. 一般被保険者国民健康保険税822万9,000円の減は、未就学児の均等割軽減による408万4,000円の減及び新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した被保険者に係る国保税の減免で414万5,000円の減によるものであります。

8ページをお願いいたします。5款2項2目. 保険給付費等交付金165万8,000円の増は、6ページで説明しました国保税のコロナ減免に係る国の財政支援、補助率10分の4の計上です。

9ページをお願いいたします。10款1項1目. 一般会計繰入金397万1,000円の増は、こちらも6ページでご説

明しました国保税のコロナ減免に対する5節。その他一般会計繰入金248万7,000円及び未就学児の均等割軽減に対する8節。未就学児均等割保険税繰入金408万4,000円の計上が主な要因です。

10ページをお願いします。11款1項2目。その他の繰越金4,476万3,000円の増は、令和3年度決算に基づく前年度繰越金の計上です。

11ページをお願いします。12款4項7目。歳入欠陥補填収入427万7,000円の増は、今回の補正による歳入歳出の不足額を計上したことによるものです。

資料裏面をお願いします。引き続き歳出について説明します。12ページです。1款1項1目。一般管理費4,226万8,000円増は、令和3年度決算確定による前年度繰越金を一般会計へ繰り出すための27節。繰出金4,476万3,000円の計上が主な要因です。

13ページをお願いします。9款1項1目。一般被保険者保険税還付金100万円の増は、実績見込みによる計上です。3目。償還金327万7,000円の増は、沖縄県国民健康保険保険給付費等交付金の前年度実績による償還金の計上です。以上が議案第38号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第38号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第39号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第39号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第39号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和4年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,843万7,000円とする。以下については、担当が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第39号資料を使ってご説明いたします。令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要説明でございます。まず、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和3年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は3億3,843万7,000円となります。

歳入について説明します。7ページをお願いします。4款1項1目。繰越金71万2,000円の増は、令和3年度決算に基づく前年度繰越金の計上です。

引き続き歳出について説明します。8ページをお願いします。1款1項1目。一般管理費37万3,000円の減は、前年度繰越金から広域連合への保険料未払い分を差し引いた額を一般会計へ繰り出すための27節。繰出金42万7,000円の計上と人事異動に伴う人件費の減によるものが主な要因です。

9ページをお願いします。2款1項2目。後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）28万5,000円の増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する過年度分保険料の計上です。以上が議案第39号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第40号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第40号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第40号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）（総則）第1条 令和4年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。第2条

以下、内容については担当が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは概要説明の資料をお願いいたします。令和4年度南風原町下水道事業会計予算(第1号)について概要を説明いたします。初めに1ページ目をお願いいたします。今回の補正は、主に人事異動に伴う職員手当等の増により補正の必要が生じたので、他会計から補助金196万円を増額するものです。

13ページの事項別明細書をお開きください。収益的収入及び支出で法定福利費30万円、職員手当66万円の増額、結果96万円の他会計補助金の増額です。

14ページをお願いします。資本的収入及び支出で法定福利費20万円、職員手当及び時間外勤務手当で80万円の増額、結果100万円の他会計補助金の増額です。最終的に196万円の補助金の増額になります。以上が議案第40号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第40号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第41号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第41号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第41号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) 令和4年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,095万9,000円とする。以下内容については、担当が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは概要説明の資料をお願いします。議案第41号 令和4年度南風原町

土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について概要を説明いたします。まず、2ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、不動産鑑定手数料の計上及び前年度決算による繰越額の確定により補正が生じたので、歳入歳出それぞれ388万円を追加し、補正後の南風原町土地区画整理事業特別会計予算額は5億8,095万9,000円となります。

それでは歳入について説明します。6ページをお願いします。5款1項1目. 繰入金125万円増は、不動産鑑定手数料の計上によるものです。

7ページをお願いします。6款1項1目. 繰越金263万円増は、令和3年度決算確定による繰越金です。

次に歳出について説明いたします。8ページをお願いします。1款1項1目. 一般管理費263万円増は、歳入の繰入金で説明しました令和3年度決算確定によるものです。

9ページをお願いします。2款1項1目. 事業費125万円増は、不動産鑑定手数料の計上によるものです。以上が議案第41号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第41号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第43号 町道の路線の認定について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第43号 町道の路線の認定についてを議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第43号 町道の路線の認定について 次のように道路法第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。認定する路線については表記のとおりとなっております。提案理由、一般交通用に供するために町道292号線として認定する必要があるため提案いたすものであります。内容については、担当が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは説明いたしま

す。今回の町道認定につきましては、町道の認定基準に関する要綱第5条に基づき、土地所有者より宅地内造成の道路の町道路線の認定に向けた申請がされ、町道認定の要件を満たしているため町道として認定するものです。

手元の2ページ目と3ページ目の位置図をご覧ください。今回認定する町道292号線は、起点を町道42号線、終点を南風原町字宮平770番地の1とする延長103.8メートル、幅員5メートルとなっております。以上が議案第43号 町道の路線の認定についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 これ所管外ですので少し確認をさせていただきたいと思ひます。この図面で見ると、まず現状は今どうなっているのか。これは開発行為に伴うものなのか、無償提供とかいろいろ、現状とこれからの違いについて教えていただきたいということ。

もう1点は、これは行き止まりになっていますね。以前このような行き止まりの町道の場合は転回するようなスペースとかそういったのがあったかなという記憶がありますが、図面で見ると一部引き込みがありますけど、これは見た限りでは所有者のところに対する引き込みなのかなというふうに見えるんですけど、その辺町道の、この図面ですね、これで見ると、一部幾つかありますけど、この用途とかどういう用途になっているのか。そのあたりを教えてください。本当は貫通させたほうが、道はつなげたほうがいいのかとも思ひますので、そのあたりも含めてご説明をお願いしたいと思ひます。

○議長 赤嶺奈津江さん まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。まず1点目ですね、無償なのかというお話ですけど、こちらはですね、町道認定する目的のために、要綱の中にもありますけれども、所有権は全て移転すること、開発者のほうでですね、そういう条件の下で進められております。

それから行き止まり道、通常路線はつなぐものじゃないかというご意見だと思いますが、町としては今回の認定については要綱の中にも行き止まりについては回轉箇所を設けるというふうな条項もありますので、それらの基準にのっとったものだというふうに認識しております。それから所々回轉的なものがありますけれども、それは土地利用者の行為によってそういった形状というふうになっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 じゃあ、とりあえず現状は里道とかではなくて、開発行為に伴う新たに開けるという考えでいいわけですね。

あと、その後の行き止まりに関しての回轉場所とかそういったのを設けるということと、あと利用者の希望によるということが相反するような、回轉する場所がこれなのか、それともこれは利用に供しているものなのかというのが答弁では矛盾するように聞こえるんですけど、そのあたりはいかがですか。再度教えていただけますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 すみません、補足します。議員がおっしゃるとおり回轉広場が必要ということで、これは回轉広場です。通常奥が回轉広場ですよ。規定によってまた35メートルに1か所という、これも回轉広場です。課長は優しく行為によってと、これは基準で決まっていますので。町としてはこういうのをつくらないと町道認定にはできないということ。先ほどの課長は言葉をやわらかく言ったつもりだと思いますので、それは基準なので。決まりですね。そうことです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第43号 町道の路線の認定についてにつきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第42号 第五次南風原町総合計画 (後期基本計画)の策定について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第42号 第五次南風原町総合計画(後期基本計画)の策定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第42号 第五次南風原町総合計画(後期基本計画)の策定について 南風原町議会基本条例第13条の規定に基づき、第五次南風原町総合計画(後期基本計画)を定めた議会の議決を求めるものであります。提案理由、第五次南風原町総合計画の前期基本計画が令和3年度までとなっていることから、今後5年間の町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的な町政運営をすべく、後期基本計画を策定する必要があるための提案であります。内容については、担当が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第42号の資料をお願いいたします。議案第42号 第五次南風原町総合計画（後期基本計画）の策定について概要を説明いたします。

2ページから34ページまでは基本構想部分となっております。基本構想部分については10年計画となっているため原則として変更は行わず、社会情勢の変化を踏まえた内容の追記や、SDGsの目標との関連づけ、将来人口、土地利用構想等に必要な修正を行いました。

2ページから3ページの(2)「社会経済情勢の変化」については、新型コロナウイルス感染症及びSDGsについて追加しています。

7ページの(3)「ともに支えあう福祉のまちづくり、健康づくり」については、新型コロナウイルス感染症について追加しています。

11ページから12ページの3節「将来人口」については、令和2年実施の国勢調査により、本町の人口に変化が生じたため、新たに将来人口の推計を行いました。

21ページの(2)「健康づくりの推進」については、新型コロナウイルス感染症の予防について追加しています。

30ページから34ページの3.「土地利用構想」については、令和3年度に策定された都市計画マスタープランにおいて、土地利用計画等の内容が見直されたため内容及び土地利用構想図に修正を行いました。

36ページ以降は基本計画部分となり、基本構想で掲げたまちづくり目標を達成する柱ごとに後期基本計画としてまとめています。後期基本計画では新たにSDGsとの関連づけ、「施策のめざす姿」と施策に関連する「個別計画」を追加し、5年後（令和8年度）の目標値の設定を行いました。各ページの見方については、まちづくり目標を達成するための柱（節）ごとに、「施策のめざす姿」、「現状・課題」、課題を解決するための「施策の展開」の流れで記載し、今後5年間で積極的に進めていく事業として「重点事業」を掲げ、まちづくり目標を達成するための柱（節）の進捗状況を確認する指標として5年後の目標値の設定、施策に関連する個別計画の順番で構成しています。

39ページから45ページのまちづくり目標1「みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち」については、40ページの1節「情報の共有でひらかれたまち」の(3)「情報化の推進」において、自治体DXの推進による行政手続の利便性の向上や電子申請の充実等について追加しています。45ページの2節「自ら考え、行動し、みんなで創るまち」の(5)「協働のまちづくりの実践」

について、住民からニーズの高い出前講座やはえばる大学等の活用について追加しています。

46ページから57ページのまちづくり目標2「きらきらと輝く人が育つまち」については、47ページの1節「安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育」の(2)「家庭教育を考える機会の充実」において、公共拠点施設との連携について追加しています。51ページの2節「地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育」の(3)「学び・体験・交流の場や機会の充実」において、学びの場として町民が多く利用している町立図書館の充実、(5)「スポーツ・レクリエーションの振興」において、子どもから大人まで活用できるスポーツ施設の整備・充実について追加しています。3節「個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育」については前期基本計画の施策を継続して取り組むこととしています。

58ページから74ページのまちづくり目標3「ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまち」については、61ページの1節「ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち」の(4)「権利擁護等に関する制度の利用促進」において、町民一人一人の人権意識の向上を図る必要があることから人権週間について追記しています。63ページの2節「健康づくりの推進」の(1)「生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備」において、健康増進運動習慣の向上を図る必要があることから町民の健康づくりについて追加しています。68ページの3節「子ども・子育て支援の充実」の(3)「安心して子どもを産み育てるための支援の充実」において、こども医療費助成の対象年齢拡充を実施したことにより記載内容の変更、子育て支援としてファミリーサポートセンターの有効活用の追加、(4)「子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり」において、町の様々な人材を活用した居場所づくりについて追加しています。73ページの4節「障がい者（児）・高齢者支援の充実」については、前期基本計画期間中に各種計画が策定されたことから内容を変更しています。

75ページから90ページのまちづくり目標4「工夫と連携で産業が躍動するまち」について、77ページの1節「南風原産品を創り伸ばす農業の振興」(1)において、農業基盤の強化として新しい技術を活用したスマート農業の推進、(3)「担い手の育成」において、担い手確保のため、地域町民農園の活用、農副連携について追加しました。85ページの3節「地域の連携で創る観光の振興」の(1)「観光振興計画の着実な推進と体制の強化」において、観光客の利便性向上のための施策を追加しています。82ページの2節「賑わい・就労

を創る商業、製造業、新規産業の振興」、89ページの4節「歴史と伝統を誇る工芸産業の振興」については前期基本計画の施策を継続して取り組むこととしています。

91ページから101ページのまちづくり目標5「みどりとまちが調和した安全・安心のまち」については、96ページの2節「快適で文化的に暮らせるまちづくり」の(2)「公園・広場の整備」において、継続的な公園整備への対応、(4)「個性ある美しい住環境の保全・創出」において、策定した景観計画に基づく景観づくりへの対応について追加しています。92ページの1節「安全・安心に暮らせるまちづくり」、100ページの3節「利便性のよい魅力あるまちづくり」については前期基本計画の施策を継続して取り組むこととしています。

102ページから104ページのまちづくり目標6「環境と共生する美しく住みよいまち」については、前期基本計画の施策を継続して取り組むこととしています。

105ページから108ページの行財政計画については、前期基本計画の施策を継続して取り組むこととしています。以上が議案第42号 第五次南風原町総合計画(後期基本計画)の概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 付託案件ですので、中身については委員会でやりますけれども、そもそもこの総合計画ですけれども、今回後期計画ですので、当然運用を見越して変更するわけです。そうなんですけど、今現状はどのように運用しているんでしょうかね。具体的に言うと職員は1人1冊持っているんですか。結局いろんな上位計画、最上位計画ですので、これ根拠法というか、これに基づいているんなら行政運営がされているんですけれども、今どのように運用しているのか。これから変更した点がどうやって生きていくのか。そのあたりを少しご説明いただけますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 総合計画の実際の業務における活用についてですが、職員についてはダイジェスト版を配布したり、また本体についてはホームページに掲載しておりますのでそれを見てやっております。また実際に業務においてはですね、実施計画を策定する際、このまちづくり目標、この筋立て、章立てをやっていくその実現のためにということで、その順序立てをした計画づくりとなっております。またハイさいよ～さんと成果の報告についてもですね、この総合計画

に掲げたまちづくり目標ごとに事業をしておりますので、皆職員は総合計画を意識して業務を進めているところでもあります。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 詳細についてはこれから中身を調べていきますけれども、是非ですね、今ダイジェスト版とかネットにあるとかそういうのは理解していませんけど、最上位計画ですので運用の方法、私は総合計画ぐらいは全職員ぐらいがいつでも見られる、いつでも持っているというような状況が必要じゃないかなど。もちろん私たちはみんな持っていますけれども。そういった運用の方法についてもですね、是非有効活用できるように進めていただきたいなというふうにお願いしたいと思います。以上で、答弁結構です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん これをもって質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号 第五次南風原町総合計画(後期基本計画)の策定については、議長を除く15人の委員で構成する第五次南風原町総合計画(後期基本計画)に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議案第42号 第五次南風原町総合計画(後期基本計画)の策定については、議長を除く15人の委員で構成する第五次南風原町総合計画(後期基本計画)に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから第五次南風原町総合計画(後期基本計画)に関する特別委員会の委員長と副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第7条第1項の規定により、正副委員長の互選の場所を執行部控え室にいたします。しばらく休憩いたします。

休憩(午前11時52分)

再開(午前11時52分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

これから諸般の報告を行います。休憩中の議案第42号第五次南風原町総合計画(後期基本計画)に関する特別委員会の正副委員長の互選による結果報告が届きましたので報告します。委員長に新垣善之議員、副委員長に石垣大志議員が選任されました。以上をもって諸般の報告といたします。

次に総務部長より修正の申出がありますので、これを許します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは、先ほど説明した議案第37号一般会計補正予算の議案で、13ページの15款2項2目、民生費県補助金を「2,118万8,000円」と説明しましたが、正しくは「2,111万8,000円」となります。このように訂正をお願いいたします。同じく説明資料の概要も間違えた資料となっておりますので、訂正方よろしくをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会（午後0時00分）